

そのうち禁止者七萬人ハ密濟會ニ歸せしむる事ハ
既母母國ニ見せル上懇請並申上事ニ非スハ恐地其ノ事ニ
本報以テ前番ハ...

事ニ付本報ハ...
本報以テ前番ハ...
本報以テ前番ハ...

財團法人協調會大阪支所

制度ハ資本家階級ガ貞操保護「美名」下ニ人身「自由」ヲ束縛シ以テ夜業及ビ殘業「強要」ヲナシ無制限「辛辣」ナル搾取ヲ會ラントスル惡辣ナル組織デアル。

而シテ一方夜業禁止問題ハ大正八年第一回國際勞働會議ニ於テ採擇サレタニモ不拘七ヶ年ヲ經過シタ今日未ダ我國「ニ」於テハ施行令ノ發布ヲ見ナイ、婦人及ビ「幼年」ノ夜業殘業「弊害」ハ今更喋々スル迄チナク從來各方面「ニ」於テ叫バレシモノ「ニ」シテ社會上一日モ看過スベカラザル重大ナル問題デアル依ツテ完全ナル本法「ヲ」制定及ビ施行令「ヲ」即時發布ヲ期スベク徹底的運動ヲ起サンガ爲メ本案ヲ提出シタ所以デアル。

「實行方法」

- (一) 徒弟制度「ヲ」アル工場ニ會員ヲ有スル支部ヲシテ此制度ヲ廢シ純然タル日給制度獲得「ニ」努力セシメルコト
- (二) 演說會及ビ機關紙等「ニ」ヨツテ極力徹廢「ヲ」宣傳ヲナスコト